

京 都 大 学 大 学 評 価 委 員 会 規 程 等 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">京都大学大学評価委員会規程 (平成13年達示第25号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 理事 (2) 副学長 (前号に掲げる者を除く。) (3) 研究科長 (4) 研究所長 (5) センター (国立大学法人京都大学の組織に関する規程 (平成16年達示第1号) 第3章第7節、第8節、第10節及び第11節に定める施設等をいう。第7条第3項において同じ。) の長</p> <p>(6) 医学部附属病院長 (7) 附属図書館長 (8) その他総長が必要と認める者 若干名</p> <p>2 (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p>第3条</p> <p>(1) } (同 左) (2) } (3) } (4) }</p> <p>(5) センター等 (国立大学法人京都大学の組織に関する規程 (平成16年達示第1号) 第3章第7節から第11節まで (第47条から第47条の6までを除く。) に定める施設等をいう。第7条第3項において同じ。) の長</p> <p>(6) } (7) } (同 左) (8) }</p> <p>2</p>
<p style="text-align: center;">京都大学人権委員会規程 (平成17年達示第147号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(部局人権委員会)</p> <p>第6条 各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター (国立大学法人京都大学の組織に関する規程 (平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。) 第3章第7節、第8節、第10節及び第11節に定める施設等をいう。) 並びに本部の事務組織 (組織規程第52条第1項に定めるものを1単位とするものをいう。次条において同じ。)、<u>宇治地区事務部及び三研究科共通事務部 (以下「部局」という。)</u> に、当該部局における人権問題等の防止に関し必要な事項及び人権問題等が生じた場合の対応を行うことを目的とする委員会 (以下「部局人権委員会」という。) を置く。</p> <p>2 } (略) 3 }</p> <p>(後 略)</p>	<p>(部局人権委員会)</p> <p>第6条 <u>部局 (各研究科等 (各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等 (国立大学法人京都大学の組織に関する規程 (平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。) 第3章第7節から第11節まで (第47条から第47条の6までを除く。) に定める施設等をいう。) をいい、組織規程第53条第1項の事務組織を含む。)</u> 及び本部の事務組織 (組織規程第52条第1項に定めるものを1単位とするものをいう。次条において同じ。) をいう。以下同じ。) に、当該部局における人権問題等の防止に関し必要な事項及び人権問題等が生じた場合の対応を行うことを目的とする委員会 (以下「部局人権委員会」という。) を置く。</p> <p>2 } (同 左) 3 }</p>
<p style="text-align: center;">京都大学における情報公開制度の実施に関する規程 (平成13年達示第7号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 この規程において「部局」とは、各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター (国立大学法人京都大学の組織に関する規程 (平成16年達示第1号) 第3章第7節、<u>第8節、第10節及び第11節に定める施設等をいう。</u>) をいう。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第2条 (同 左)</p> <p>2 この規程において「部局」とは、各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等 (国立大学法人京都大学の組織に関する規程 (平成16年達示第1号) 第3章第7節から第11節まで (第47条から第47条の6までを除く。) に定める施設等をいう。) をいう。</p>

改正前	改正後
<p>京都大学における個人情報の保護に関する規程 (平成17年達示第1号)</p> <p>(前略) (保護管理者)</p> <p>第4条 保有個人情報を取り扱う研究科、附置研究所、附属図書館、医学部附属病院若しくはセンター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第3章第7節から第11節までに定める施設等をいう。）又は本部の事務組織（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第52条第1項に定めるものをいう。）の室、課若しくはセンター、宇治地区事務部若しくは三研究科共通事務部（以下「部局」という。）に保護管理者を置き、当該部局の長をもって充てる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(後略)</p>	<p>(保護管理者)</p> <p>第4条 保有個人情報を取り扱う部局（各研究科等（研究科、附置研究所、附属図書館、医学部附属病院又はセンター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第3章第7節から第11節までに定める施設等をいう。）をいい、組織規程第53条第1項の事務組織を含む。）又は本部の事務組織（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第52条第1項に定めるものをいう。）の室、課若しくはセンターをいう。以下同じ。）に保護管理者を置き、当該部局の長をもって充てる。</p> <p>2 (略)</p>
<p>京都大学における法人文書の管理に関する規程 (平成12年達示第12号)</p> <p>(前略) (文書管理者)</p> <p>第12条 研究科、附置研究所、附属図書館、医学部附属病院若しくはセンター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。）第3章第7節から第11節までに定める施設等をいう。）又は本部の事務組織（組織規程第52条第1項に定めるものをいう。）の室、課若しくはセンター、宇治地区事務部若しくは三研究科共通事務部（以下「部局」という。）に文書管理者を置き、当該部局の長をもって充てる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(文書管理者)</p> <p>第12条 部局（各研究科等（研究科、附置研究所、附属図書館、医学部附属病院又はセンター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。）第3章第7節から第11節までに定める施設等をいう。）をいい、組織規程第53条第1項の事務組織を含む。）又は本部の事務組織（組織規程第52条第1項に定めるものをいう。）の室、課若しくはセンターをいう。以下同じ。）に文書管理者を置き、当該部局の長をもって充てる。</p> <p>2 (同左)</p>
<p>京都大学における公益通報者の保護等に関する規程 (平成18年達示第88号)</p> <p>(前略) (定義)</p> <p>第2条 } (同左) 2 } 3 }</p> <p>4 この規程において「部局」とは、各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下「組織規程」という。）第3章第7節、第8節、第10節及び第11節までに定める施設等をいう。）並びに本部の事務組織（組織規程第52条第1項に定めるものをいう。第7条第3項において同じ。）の各室、各部及び各センター、宇治地区事務部並びに三研究科共通事務部をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 } (同左) 2 } 3 }</p> <p>4 この規程において「部局」とは、各研究科等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下「組織規程」という。）第3章第7節から第11節まで（第47条から第47条の6までを除く。）に定める施設等をいう。）をいい、組織規程第53条第1項の事務組織を含む。）並びに本部の事務組織（組織規程第52条第1項に定めるものをいう。第7条第3項において同じ。）の室、各部及び各センターをいう。</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(後 略)</p> <p>京都大学の情報セキュリティ対策に関する規程 (平成15年達示第43号)</p> <p>(前 略) (定義)</p> <p>第2条 } (1) } (略) } } (7) }</p> <p>(8) 部局 各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下この号において「組織規程」という。）第3章第7節、第8節、第10節及び第11節に定める施設等をいう。）並びに本部の事務組織（組織規程第52条第1項に定めるものを1単位とするものをいう。第5条第1項において同じ。）、宇治地区事務部及び三研究科共通事務部をいう。</p> <p>(9) } (11) } (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 } (1) } (同 左) } } (7) }</p> <p>(8) 部局 各研究科等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下この号において「組織規程」という。）第3章第7節から第11節まで（第47条から第47条の6までを除く。）に定める施設等をいう。）をいい、組織規程第53条第1項の事務組織を含む。）及び本部の事務組織（組織規程第52条第1項に定めるものを1単位とするものをいう。第5条第1項において同じ。）をいう。</p> <p>(9) } (11) } (同 左)</p>
<p>京都大学におけるハラスメントの防止等に関する規程 (平成17年達示第66号)</p> <p>(前 略) (部局の長の責務)</p> <p>第4条 各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。この条において「組織規程」という。）第3章第7節、第8節、第10節及び第11節に定める施設等をいう。）並びに本部の事務組織（組織規程第52条第1項に定めるものを1単位とするものをいう。以下この条において同じ。）、宇治地区事務部及び三研究科共通事務部（以下「部局」という。）の長（本部の事務組織にあつては、総務担当の理事。以下同じ。）は、当該部局におけるハラスメントの防止等に関し総括し、当該部局においてハラスメントに起因する問題が生じた場合には迅速かつ適切に対処しなければならない。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(部局の長の責務)</p> <p>第4条 部局（各研究科等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。この条において「組織規程」という。）第3章第7節から第11節まで（第47条から第47条の6までを除く。）に定める施設等をいう。）をいい、組織規程第53条第1項の事務組織を含む。）及び本部の事務組織（組織規程第52条第1項に定めるものを1単位とするものをいう。以下この条において同じ。）をいう。以下同じ。）の長（本部の事務組織にあつては、総務担当の理事。以下同じ。）は、当該部局におけるハラスメントの防止等に関し総括し、当該部局においてハラスメントに起因する問題が生じた場合には迅速かつ適切に対処しなければならない。</p>

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">京都大学発明規程 (平成16年達示第96号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第4条 発明評価委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 産官学連携本部長 (2) 産官学連携本部副本部長 (3) 産官学連携センター長 (4) 各分野拠点発明評価委員会の委員長 (5) その他産官学連携本部長が必要と認める者 若干名</p> <p>2 前項第5号の委員は、産官学連携本部長が委嘱する。</p> <p>3 第1項第5号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学研究成果有体物取扱規程 (平成19年達示第58号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 } (略)</p> <p>(1) } { (5) }</p> <p>(6) 「部局」とは、各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第3章第7節、第8節、第10節及び第11節に定める施設等をいう。)をいう。</p> <p>2 (略)</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学受託研究取扱規程 (平成16年達示第97号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 この規程において「部局」とは、各研究科、各附置研究所、医学部附属病院及び各センター(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第3章第7節、第8節、第10節及び第11節に定める施設等をいう。)をいう。</p> <p>3 } (略) 4 }</p> <p>(後 略)</p>	<p>第4条 発明評価委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) } (同 左) (2) }</p> <p>(3) 各分野拠点発明評価委員会の委員長 (4) その他産官学連携本部長が必要と認める者 若干名</p> <p>2 前項第4号の委員は、産官学連携本部長が委嘱する</p> <p>3 第1項第4号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 } (同 左)</p> <p>(1) } { (5) }</p> <p>(6) 「部局」とは、各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第3章第7節から第11節まで(第47条から第47条の6までを除く。)に定める施設等をいう。)をいう。</p> <p>2 (同 左)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 (同 左)</p> <p>2 この規程において「部局」とは、各研究科、各附置研究所、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第3章第7節から第11節まで(第47条から第47条の6までを除く。)に定める施設等をいう。)をいう。</p> <p>3 } (同 左) 4 }</p>

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">京都大学民間等共同研究取扱規程 (平成16年達示第98号)</p> <p>(前略) (定義) 第2条 } (略) 2 } 3 この規程において「部局」とは、各研究科、各附置研究所、医学部附属病院及び各センター（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第3章第7節、<u>第8節、第10節及び第11節に定める施設等をいう。</u>）をいう。</p> <p>4 } (略) 5 }</p>	<p>(定義) 第2条 } (同左) 2 } 3 この規程において「部局」とは、各研究科、各附置研究所、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第3章第7節から第11節まで（<u>第47条から第47条の6までを除く。</u>）に定める施設等をいう。）をいう。</p> <p>4 } (同左) 5 }</p>
<p style="text-align: center;">京都大学寄附金事務取扱規程 (平成16年達示第99号)</p> <p>(前略) (定義) 第2条 (略) 2 この規程において「部局」とは、各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第3章第7節、<u>第8節、第10節及び第11節に定める施設等をいう。</u>）並びに本部の事務組織（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第52条第1項に定めるものを1単位とするものをいう。第4条において同じ。）をいう。</p> <p>(後略)</p>	<p>(定義) 第2条 (同左) 2 この規程において「部局」とは、各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第3章第7節から第11節まで（<u>第47条から第47条の6までを除く。</u>）に定める施設等をいう。）並びに本部の事務組織（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第52条第1項に定めるものを1単位とするものをいう。第4条において同じ。）をいう。</p>
<p style="text-align: center;">京都大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程 (平成18年達示第68号)</p> <p>(前略) (定義) 第2条 } (略) 2 } 3 } 4 } 5 この規程において「部局」とは、各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下「組織規程」という。）第3章第7節、<u>第8節、第10節及び第11節に定める施設等をいう。</u>）並びに本部の事務組織（組織規程第52条第1項に定めるものをいう。）の各室、各部及び各センター、<u>宇治地区事務部並びに三研究科共通事務部</u>をいう。</p> <p>(後略)</p>	<p>(定義) 第2条 } (同左) 2 } 3 } 4 } 5 この規程において「部局」とは、各研究科等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下「組織規程」という。）第3章第7節から第11節まで（<u>第47条から第47条の6までを除く。</u>）に定める施設等をいう。）をいい、<u>組織規程第53条第1項の事務組織を含む。</u>）並びに本部の事務組織（組織規程第52条第1項に定めるものをいう。）の室、各部及び各センターをいう。</p>

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">京都大学における教職員等の利益相反行為の防止等に関する規程 (平成19年達示第76号)</p> <p>(前 略) (定義)</p> <p>第2条 } 2 } (略) 3 } 4 }</p> <p>5 この規程において「部局」とは、各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。）第3章第7節、<u>第8節、第10節及び第11節</u>までに定める施設等をいう。）をいう。 (後 略)</p> <p style="text-align: center;">国立大学法人京都大学における競争的資金等の適正管理に関する規程 (平成19年達示第62号)</p> <p>(前 略) (定義)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 この規程において「各部局等」とは、各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第3章第7節、<u>第8節、第10節及び第11節</u>に定める施設等をいう。）をいう。 (後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学安全衛生管理規程 (平成19年達示第8号)</p> <p>(前 略) (用語の定義)</p> <p>第2条 (1) (略) { (6) (7) 部局 各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下この号において「組織規程」という。）第3章第7節から第11節までに定める施設等をいう。）<u>並びに本部の事務組織（組織規程第52条第1項に定めるものを1単位とするものをいう。第7条において同じ。）</u>、<u>宇治地区事務部及び三研究科共通事務部</u>をいう。 (後 略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 } 2 } (同 左) 3 } 4 }</p> <p>5 この規程において「部局」とは、各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。）第3章第7節<u>から第11節まで</u>（<u>第47条から第47条の6までを除く。</u>）に定める施設等をいう。）をいう。</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 (同 左)</p> <p>2 この規程において「各部局等」とは、各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第3章第7節<u>から第11節まで</u>（<u>第47条から第47条の6までを除く。</u>）に定める施設等をいう。）をいう。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 (1) (同 左) { (6) (7) 部局 各研究科等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下この号において「組織規程」という。）第3章第7節から第11節までに定める施設等をいう。）をいい、<u>組織規程第53条第1項の事務組織を含む。</u>）<u>及び本部の事務組織（組織規程第52条第1項に定めるものを1単位とするものをいう。第7条において同じ。）</u>をいう。</p>

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">京都大学化学物質管理規程 (平成19年達示第74号)</p> <p>(前 略) (定義)</p> <p>第2条 } (略)</p> <p>(1) } (2) } (3) }</p> <p>(4) 「部局」とは、各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院、各センター（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下この号において「組織規程」という。）第3章第7節、第8節、第10節及び第11節に定める施設等をいう。）、本部の事務組織（組織規程第52条第1項に定めるものを1単位とするものをいう。次条において同じ。）、宇治地区事務部及び三研究科共通事務部をいう。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 } (同 左)</p> <p>(1) } (2) } (3) }</p> <p>(4) 「部局」とは、各研究科等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下この号において「組織規程」という。）第3章第7節から第11節まで（第47条から第47条の6までを除く。）に定める施設等をいう。）をいい、組織規程第53条第1項の事務組織を含む。）及び本部の事務組織（組織規程第52条第1項に定めるものを1単位とするものをいう。次条において同じ。）をいう。</p>
<p style="text-align: center;">京都大学自家用電気工作物保安規程 (昭和46年達示第18号)</p> <p>(前 略) (部局における管理)</p> <p>第4条 部局（各研究科、各研究所、附属図書館、医学部附属病院、各センター（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下この条において「組織規程」という。）第3章第7節、第8節、第10節及び第11節に定める施設等をいう。）並びに本部の事務組織（組織規程第52条第1項に定めるものを1単位とするものをいう。以下この条において同じ。）をいう。以下同じ。）における電気工作物の保安に関しては、当該部局の長（本部の事務組織にあつては、総務担当の理事。以下同じ。）が管理するものとする。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(部局における管理)</p> <p>第4条 部局（各研究科、各研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下この条において「組織規程」という。）第3章第7節から第11節まで（第47条から第47条の6までを除く。）に定める施設等をいう。）並びに本部の事務組織（組織規程第52条第1項に定めるものを1単位とするものをいう。以下この条において同じ。）をいう。以下同じ。）における電気工作物の保安に関しては、当該部局の長（本部の事務組織にあつては、総務担当の理事。以下同じ。）が管理するものとする。</p>
<p style="text-align: center;">京都大学における動物実験の実施に関する規程 (平成19年達示第72号)</p> <p>(前 略) (定義)</p> <p>第2条 } (略)</p> <p>(1) } (2) } (12) }</p> <p>(13) 「部局」とは、各研究科、各附置研究所、医学部附属病院及び各センター（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第3章第7節、第8節、第10節及び第11節に定める施設等をいう。）をいう。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 } (同 左)</p> <p>(1) } (2) } (12) }</p> <p>(13) 「部局」とは、各研究科、各附置研究所、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第3章第7節から第11節まで（第47条から第47条の6までを除く。）第11節に定める施設等をいう。）をいう。</p>

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">京都大学排水・廃棄物管理等規程 (昭和54年達示第11号)</p> <p>(前 略) (定義) 第2条 } (略) 2</p> <p>3 この規程において「部局等」とは、各研究科、各研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。）第3章第7節、第8節、第10節及び第11節に定める施設等をいう。）並びに本部の事務組織（組織規程第52条第1項に定めるものを1単位とするものをいう。第4条第1項において同じ。）をいう。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(定義) 第2条 } (略) 2</p> <p>3 この規程において「部局等」とは、各研究科、各研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。）第3章第7節から第11節まで（第47条から第47条の6までを除く。）に定める施設等をいう。）並びに本部の事務組織（組織規程第52条第1項に定めるものを1単位とするものをいう。第4条第1項において同じ。）をいう。</p>
<p style="text-align: center;">京都大学防火規程 (昭和43年達示第9号)</p> <p>(前 略) 第2条 この規程において「部局」とは、各研究科、各研究所、附属図書館、医学部附属病院、各センター（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。）第3章第7節、第8節、第10節及び第11節に定める施設等をいう。）並びに本部の事務組織（組織規程第52条第1項に定めるものを1単位とするものをいう。以下同じ。）をいう。 (後 略)</p>	<p>第2条 この規程において「部局」とは、各研究科、各研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。）第3章第7節から第11節まで（第47条から第47条の6までを除く。）に定める施設等をいう。）並びに本部の事務組織（組織規程第52条第1項に定めるものを1単位とするものをいう。以下同じ。）をいう。</p>
<p style="text-align: center;">国立大学法人京都大学旅費規程 (平成18年達示第36号)</p> <p>(前 略) (用語の定義) 第2条 } (略) (1) } ~ } (5) }</p> <p>(6) 部局 各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下「組織規程」という。）第3章第7節、第8節、第10節及び第11節に定める施設等をいう。）並びに本部の事務組織（組織規程第52条第1項に定めるものをいう。）の各室、各部及び各センター、宇治地区事務部並びに三研究科共通事務部をいう。</p> <p>(7) } (略) 2 }</p> <p>(後 略)</p>	<p>(用語の定義) 第2条 } (同 左) (1) } ~ } (5) }</p> <p>(6) 部局 各研究科等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下「組織規程」という。）第3章第7節から第11節まで（第47条から第47条の6までを除く。）に定める施設等をいう。）をいい、組織規程第53条第1項の事務組織を含む。）並びに本部の事務組織（組織規程第52条第1項に定めるものをいう。）の各室、各部及び各センターをいう。</p> <p>(7) } (同 左) 2 }</p> <p style="text-align: center;">附 則 この規程は、平成22年4月1日から施行する。</p>